

第2次大町市地域福祉計画

「第2次おおまち元気!スマイルプラン」



大町市
平成24年3月



はじめに

少子高齢化や核家族化の進展、ひとり暮らし高齢者の増加、価値観や生活様式の多様化など、我が国の社会環境が大きく変化してきている中、大町市におきましても、こうした社会の変化に伴う隣人関係の希薄化など、福祉の根幹ともいえる地域社会の変容が明らかになっています。

このような中、平成 17 年度に策定しました第 1 次計画における施策の推進状況を検証するとともに、地域を取り巻く社会情勢の変化を勘案し、第 2 次地域福祉計画を策定しました。この計画では、「地域で共に生き、力をあわせること：共生・協働の原則」、「安全で快適な地域環境が保たれること：安全・快適の原則」、「健康でしあわせな暮らしをまもること：健康・安心の原則」という 3 つの原則を理念とし、この理念の実現に向けて取り組むため、「参加と支え合いで築く、みんなが元気で共に暮らす笑顔に満ちたまち」を将来像に掲げています。

地域福祉の実現は、人と人とが助け合う地域のつながりを再生し、このつながりからまちのにぎわいと活力を生み出し、そして、住むことに喜びを感じられる地域をつくることによりもたらされます。

今後、この計画に基づき、すべての市民が、住み慣れた地域で、お互いに豊かな関係を築き、地域社会を構成する一員として、安全で安心していきいきと暮らし続けることができるよう、市民、地域団体、事業者の皆様との協働により地域福祉を推進してまいります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました大町市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、意識調査や意見募集など、さまざまな形でご参加いただきました市民の皆様、関係各位に対しまして心から感謝を申し上げます。

平成 24 年 3 月

大町市長 牛越 徹

目 次

計画編	3
第1章 計画の概要	
1 計画策定の背景と目的	5
2 計画の位置づけと期間	6
3 計画策定の視点と計画推進の目標	6
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 基本理念	9
2 将来像	9
3 基本目標	10
4 施策の体系	10
第3章 施策・事業の推進	12
1 市民一人ひとりがいきいきと安心して暮らせる地域づくり	12
2 障がいがあってもしあわせな生活をおくれる地域づくり	17
3 子どもを安心して産み、子どもがすくすくと成長できる地域づくり	20
4 地域を活性化する仕組みづくり	23
5 地域福祉を推進する協働(支え合い)の仕組みづくり	28
6 計画の推進体制	31
7 災害時要援護者対策の充実	33
資料編	35
1 大町市の現状	36
2 地域福祉に関する市民意識調査報告	45
○ 大町市地域福祉計画策定委員会委員会設置要綱	48
○ 第2次大町市地域福祉計画策定委員会委員名簿	49

第2次大町市地域福祉計画

『第2次 おおまち 元気！ スマイルプラン』

【計画編】

大町市

平成24年3月

□大町市市民憲章

〔前文〕

四季の変化に富む北アルプスの雄大な山並み、岩を砕き山肌を縫う急峻な渓谷、紺青の水をたたえる仁科三湖、ふんだんに湧出する温泉、悠遠に、生い茂る一木一草の大自然は、私たちに限りなくやすらぎと郷愁をよびおこし、ここに生まれ、育った市民の象徴として生きています。

偉大な自然の摂理によって培われ、維持されてきた歴史と伝統、生活習慣のよさは、心身ともに健康な市民を輩出してきました。

私たち大町市民は、こうした歴史と伝統、天恵の大自然の中に住んでいることを誇りとし、心を安め、力を合わせて、伸びゆく郷土をみんなで築くことを誓いあい、ここに大町市民憲章を定めました。

〔大町市市民憲章〕

1. 厳しい風雪に耐えてたくましく、心優しく生きる市民です。
2. 美しい風土と歴史をもち、土の香り高い文化を築く市民です。
3. 豊かな自然と環境を守り育て、教養と創造を重んじる市民です。
4. つねに自治に励み、役割と責任を持ち合う市民です。
5. 郷土を愛し、自己をみがき、未来をつくるしあわせを喜び合う市民です。

□社会福祉法(抄) (平成 15年 4月施行)

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

わが国はいま、少子高齢化や社会・経済構造の変化、長引く不況や国・地方財政の逼迫化、さらには大規模な自然災害の発生などといった不安要素をかかえ、老後の生活や地域での安全の確保に対する不安、ストレス、自殺、家庭内暴力・虐待などといった、生活上の諸問題が複雑多様化しています。

他方で、ボランティアやNPOなどの活動が活発化し、「社会福祉」の推進を通じた新たなコミュニティ形成の動きもみられます。

こうした社会情勢の中で、地域住民すべてで支える「社会福祉」の充実を図っていくためには、地域住民の積極的な参加が不可欠であり、その自発的、積極的な行動が重要となっています。また、「社会福祉」を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえることが必要であり、住民同士の支え合いによる「共助」の充実が求められています。

本市では、平成19年度から28年度を計画期間とする「大町市第4次総合計画」において、「市民により身近な市政のまち」「活力あふれる豊かなまち」「安心安全なまち」「快適な生活基盤のあるまち」「潤いのあるまち」「人を育むまち」を、めざすまちのテーマに、市民サービスの向上、市民との協働と連携などを重視したまちづくりを推進しております。そして、「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」の実現をめざして、誰もが住み慣れた地域において、健やかに安心して暮らせるまちづくりを進めているところです。

また、これに先立つ昭和52年7月2日に制定した市民憲章は、自然との共生や、行政と市民との協働、住民自治など、大町市民としての望ましい姿を明らかにしています。この市民憲章は、地域の福祉向上のみならず、大町市全体のまちづくりを支える市民意識の醸成に大きな役割を果たしています。

さらに、本市は少子高齢化への対策、介護保険制度及び障害者自立支援制度をはじめとする国の法整備に対応して、各種の保健福祉関連計画を策定し、これに基づく施策・事業の展開を図ってきました。

本計画は、以上のような社会情勢や本市のまちづくりの積み重ねを背景として、市民のニーズや生活実態の把握を行うとともに、市民参加による福祉のまちづくりに向けた取り組みの育成を図りながら「社会福祉」に関する計画の総合化を行うものです。また、社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」に対応する計画として、「個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活がおくれるよう自立支援することにある」という社会福祉の理念を踏まえ、本市の実情に即した地域福祉計画を策定するものです。

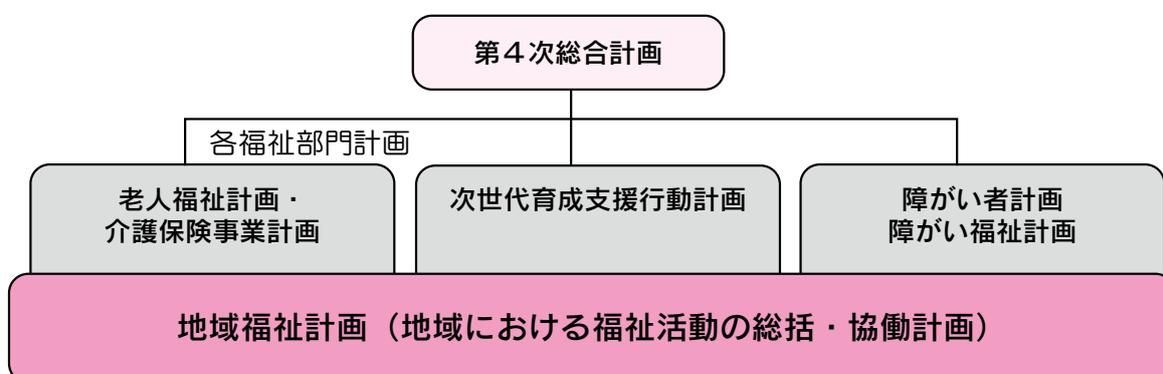
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

地域福祉計画は、国の「社会福祉法」を根拠法とするとともに、大町市第4次総合計画を上位計画として策定するものです。

この計画は、他の福祉計画（老人福祉計画、次世代育成支援行動計画、障がい者計画等）と並列の関係にあります。これらの計画の「地域」に関する部分を取り込むとともに、市民の支えあいと行政との協働のもとに推進する新たな地域福祉の施策・事業を含みます。

また、地域福祉を推進する上で、さまざまな問題点を整理するとともに、その解決策を提示し、地域における福祉コミュニティの形成、本市における福祉文化の創造をめざすものです。



(2) 計画の期間

大町市第4次総合計画との整合性を確保するため、目標年次は概ね平成28年（2016年）とします。

3 計画策定の視点と計画推進の目標

(1) 計画策定の視点

本計画は行政と市民の協働のもとに、地域住民が主体的に取り組むことを前提とした施策・事業を明確にするものですが、特に、①市民参加、②共生社会づくり、③男女共同参画、④福祉文化の創造、の4つの視点に基づく計画策定に配慮します。

① 市民参加

性・年齢や出身地域の違い、障がいの有無等、人間はそれぞれ異なりますが、個人の尊厳やその人が生きる価値などの点においては、皆平等であり、すべての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければなりません。そのためには、生活課題を持つ人自身が、権利の主体としてそれを

求めるだけでなく、他の地域住民もそれを当然のこととして支持するとともに、「一緒になって課題解決に取り組むことが当然であり、それが地域社会の誰にとっても望ましい社会である」という地域社会の共通の価値観を持たなければ達成できません。

地域福祉は、地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにあります。地域住民の主体的参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体が、地域福祉推進の実践そのものであるといえます。

② 共生社会づくり

地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムが不可欠です。高齢者や障がいのある人も含め、すべての市民が地域社会への参加と参画を促し、社会に統合する「共生社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)」という視点が重要です。

さらに、さまざまな権利侵害に対して、全体として権利を擁護していく地域住民の活動とシステムが不可欠です。

③ 男女共同参画

地域福祉を推進する諸活動は、男女共同参画の視点に立脚して展開される必要があります。「男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う」ことはたいへん重要です。男性も女性も共に日々の暮らしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のための意思決定、諸活動にも参画していくことが期待されます。

④ 福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを自らの課題として認識し、自らがサービスの在り方に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していくことが重要です。こうした地域住民による生活に根ざした社会的活動の積み重ねが、それぞれの地域に個性ある行動様式や態様を育み、地域の文化(福祉文化)を創造していくことにつながります。また、このことは、地方分権の推進に結びつくものだといえます。

(2) 計画推進の目標

本計画の推進に際しては、①生活課題の解決に向けた連帯、②利用者主体のサービスの実現、③サービスの総合化、④まちづくりの視点での施策展開、の4点に配慮した施策・事業の展開を目標とします。

① 生活課題の解決に向けた連帯

地域住民を施策・サービスの対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、地域住民の自主的な活動（インフォーマルサービス）と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要です。この際、地域住民は、「福祉は行政が行うもの」という意識、行政は、「福祉は行政処分に対処するもの」という意識を改め、地域社会の全構成員が連帯していくことが重要です。

② 利用者主体のサービスの実現

利用者本位の考え方に立ち、利用者を尊厳のある一人の人間としてとらえ、その人の生活課題を把握し、制度やサービスの種別、実施主体の相違を越え、地域包括ケアの視点に立脚した適切なサービスが、総合的・効率的に提供されることが必要です。

特に、サービスを総合的に利用するためのケアマネジメントを含む相談・支援体制の充実、利用者自身が持つ力を引き出すための支援、地域住民が孤立したり生活課題を抱えたりしたときに声を上げられる仕組みや発見する仕組みづくり、地域住民の信頼と理解を得るための情報の公開や事業運営の透明性の確保、サービス事業者の適正な競争の促進、福祉従事者の専門性の向上などを通じたサービスの質の向上と効率の促進などが重要です。

③ サービスの総合化

地域福祉の推進に際しては、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結びつけられる体制を整備することが重要です。

地域住民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、しばしば、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスや支援も含めて、複数のサービスを適切に組み合わせることで総合化することによってようやく満たされることが少なくありません。このため、多様なサービスそれぞれが十分な連携を図って総合的に展開されていくことが不可欠であり、総合的なサービスの提供体制を確保していく必要があります。

④ まちづくりの視点での施策展開

地域福祉の範囲として、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、防災・地域安全などの生活関連分野との連携が必要となります。

地域住民のさまざまな生活課題に対応する施策は、個別적으로는既に実施されているものも多いといえますが、新しいアイデアを取り入れてシステム化することや、地域おこしに結びつくような福祉・健康・環境関連産業などの領域で、地域密着型コミュニティビジネスあるいはNPOの活動機会などを創出していくこと（社会的起業）が求められます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉とは

地域住民が力をあわせ、自らの創意・工夫と行政との協働により、生活課題に取り組み、住む人みんなが元気で笑顔にあふれた住みよい地域社会をつくることだと考えます。そのためには、

- | | |
|--------------------|----------|
| ★地域で共に生き、力をあわせること | 共生・協働の原則 |
| ★安全で快適な地域環境が保たれること | 安全・快適の原則 |
| ★健康でしあわせな暮らしをまもること | 健康・安心の原則 |

の3原則を理念とし、これを実現する地域社会を築くことを基本とします。そのうえで、すべての地域住民が「元気」で毎日の生活をおくり、笑顔（スマイル）に満ちた地域社会をつくることをめざします。

このため、この計画の愛称を「第2次 おおまち 元気！スマイルプラン」とし、市民と行政が協働して計画の実現に向けた取り組みを進め、大町市の福祉文化の創造をめざします。

2 将来像

地域で共に生き、力をあわせる「共生・協働の原則」、安全で快適な地域環境が保たれる「安全・快適の原則」、健康でしあわせな暮らしをまもる「健康・安心の原則」の3つの原則を基本理念とする地域福祉の推進によって実現される大町市の将来の姿（将来像）は、市民が元気で、笑顔で暮らせるまちであることが求められます。

みんながいきいきと、しあわせに暮らせるために、そして、一人ひとりの元気がまち全体の活性化と住みよいまちづくりに広がっていくように、私たちは手を携え、支え合って歩いていきます。

誰もが抱える心身の健康や老後の不安、経済的な不安など、さまざまな生活の課題を、みんなで考え、行動し、一つひとつ解決しながら住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けていきたいと考えます。そうした取り組みの積み重ねが大町市全体の明るい明日を拓く原動力になることを信じて。

以上のような考えから、本計画のめざす地域の将来像を、

**参加と支え合いで築く、
みんなが元気で共に暮らす笑顔に満ちたまち**

とし、市民と行政が力をあわせてその実現をめざすこととします。

3 基本目標

「参加と支え合いで築く、みんなが元気で共に暮らす笑顔に満ちたまち」の実現を図るため、以下に示す7つの基本目標を掲げます。

- 1 市民一人ひとりがいきいきと安心して暮らせる地域づくり
- 2 障がいがあってもしあわせな生活をおくれる地域づくり
- 3 子どもを安心して産み、子どもがすくすくと成長できる地域づくり
- 4 地域を活性化する仕組みづくり
- 5 地域福祉を推進する協働（支え合い）の仕組みづくり
- 6 計画の推進体制の整備
- 7 災害時要援護者対策の充実

4 施策の体系

地域福祉推進の基本目標を踏まえ、さらに計画推進のための取り組みも含めた施策の体系を以下に示します。

(1) 市民一人ひとりがいきいきと安心して暮らせる地域づくり

- 地域福祉活動の充実
- 生きがいづくりと就労支援
- 健康づくり・介護予防の支援
- 災害時要援護者に配慮した防災対策の推進
- 地域安全の確保

(2) 障がいがあってもしあわせな生活をおくれる地域づくり

- 障がい者地域生活支援制度、保健福祉サービスと連携する地域福祉活動の充実
- 障がい者の生きがい・社会参加・就労支援
- 障がい・障がい者に対する理解の促進
- ユニバーサルデザインのまちづくり

(3) 子どもを安心して産み、子どもがすくすくと成長できる地域づくり

- 保育・子育て支援サービスの充実
- ひとり親世帯に対する支援
- 子どもの安全の確保と健全育成
- 女性も働きつつけることができ、いきいきと社会参加できる環境づくり
- 結婚支援事業の充実

(4) 地域を活性化する仕組みづくり

- 自治会等各種組織の育成・支援
- 小地域福祉ネットワーク活動の拡大
- 福祉教育と人権・福祉意識の啓発

- 地域の人材育成
 - 地域の活動拠点の充実
 - 地域の経済的な活動の活性化
- (5) **地域福祉を推進する協働(支え合い)の仕組みづくり**
- 市民と行政の役割分担の明確化
 - 行政組織の改革・行政評価の推進
 - 情報提供と相談体制の充実
- (6) **計画の推進体制の整備**
- 計画推進・進行管理体制の整備
 - 社会福祉協議会活動の強化
 - 関係機関相互の連携促進
- (7) **災害時要援護者対策の充実**
- 災害時要援護者の把握(災害時要援護者名簿の整備)
 - 災害時要援護者情報の管理・共有体制の整備
 - 地域と連携した災害時要援護者への支援
 - 災害時ボランティアの養成と体制整備



第3章 施策・事業の推進

1 市民一人ひとりがいきいきと安心して暮らせる地域づくり

〔施策目標〕

- 地域福祉活動の充実
- 生きがいづくりと就労支援
- 健康づくり・介護予防の支援
- 災害時要援護者に配慮した防災対策の推進
- 地域安全の確保

(1) 地域福祉活動の充実

〔基本認識〕

介護保険給付や各種の高齢者保健福祉サービスなどの公的なサービス(フォーマルサービス)は、高齢者の生活の基礎を支える重要な役割を果たしていますが、それだけで安心して地域生活を継続するのは難しいといえます。

何らかの生活支援を必要とする高齢者が、たとえ、ひとりで暮らすことになっても、住み慣れた地域で安心して毎日をおくることができるよう、公的なサービスを補完する地域の見守り活動やボランティア活動などによる支援がたいへん重要となっています。

このため、社会福祉協議会等を通じたボランティア団体やNPOの育成、活動支援など、インフォーマルサービス(非公的な民間サービス)の充実及び活動調整を図る必要があります。

〔具体的な取り組み〕

① 地域ぐるみの福祉のまちづくり活動との連携

地域におけるまちづくり活動の一環として、地域で暮らす一人ひとりが何らかの関わりを持って活動に参加して、福祉に関する特色のある地域づくりを行い、その活動との連携により地域福祉を推進します。

② 新たな福祉ニーズの把握と対策の検討

既存の制度では対応できない問題について、アンケート調査等を行い、市民の福祉ニーズを把握するとともに、それに対する対応策の検討を進めます。

③ 社会福祉協議会によるボランティア活動育成及び活動調整の促進

社会福祉協議会が配置するボランティアコーディネーター(ボランティア活動の指導・調整者)の充実を図るとともに、ボランティアバンクとしての機能を充実し、ボランティア団体及びNPOの育成・支援、交流、活動等の調整を促進します。また、介護保険給付や各種保健福祉サービスを補完するサービスや活動の育成を図ります。

④ ボランティア活動への支援と参加促進

市民を対象にした研修会等を開催し、個人ボランティアの育成を支援するとともに、ボランティアの募集や活動内容等の紹介を行うなど、社会福祉協議会や関係福祉団体が行っているボランティア活動に対する支援を行います。

また、地域で活動するボランティアの活動内容等について、市民活動サポートセンターと連携し情報提供の充実を図るとともに、一人でも多くの方がボランティア活動に参加できるよう啓発活動を推進します。また、若い世代も気軽に参加できるボランティア活動を充実し、一層の地域住民の参加を促進します。

⑤ 福祉関係のNPOの育成、指導

既存の福祉関係 NPO 団体との連携を深め、その育成、指導に努めます。また、福祉関係のNPO団体の新規設立に向けた情報提供などの支援を行います。

⑥ 外国人や経済的に困窮する人に対する支援

市内に居住する外国人に対して、快適でゆとりある生活を送ることができるよう、日本の習慣や制度、生活上のルール等について説明する機会を設け、外国人のニーズを把握した上で必要な生活支援項目について検討します。

また、経済的に困窮する人に対しては、相談・指導の充実や住宅の確保、就労支援、資金貸付等の利用促進により自立を支援するとともに、生活保護制度の適正な運用を図るほか、地域ぐるみの生活支援策について検討します。

(2) 生きがいづくりと就労支援

〔基本認識〕

高齢者が、社会参加しながら、生きがいをもって地域生活を営めるよう、地域における仲間づくりに対する支援や生涯学習活動への積極的な参加促進が必要です。

また、高齢者にとって「働く」ということは、経済的な安定のみならず、いつまでも元気で社会参加するという意味からも重要な課題であるといえます。

〔具体的な取り組み〕

① 生涯学習活動の充実及び参加促進

各公民館や図書館等で実施している各種講座やイベントなど、生きがいの創出につながる活動については、多様なニーズに合わせた内容の充実に努めます。また、市民が自主的に行うサークル活動について、活動内容の紹介に努め、高齢者等が自宅に閉じこもってしまわないよう、積極的な参加を促進します。

② 高齢者等の経験・能力の活用

地域で暮らす元気な高齢者が持つ豊富な知識や経験、能力を地域活動の中で十分に活用できる事業など、いきいきと高齢者が活動できる機会の充実に努めます。

③ 障がい者・高齢者等の雇用に対する支援

高齢者の雇用を促進するために、シルバー人材センターの運営やその充実を支援するとともに、地域において働く意欲を持ち、十分に働ける能力のある高齢者等に対して、働く場を確保するため、民間企業に働きかけていきます。

④ 失業者に対する支援

経済的な必要性があり、働く意欲をもちながら失業状態にある人に対して、公共職業安定所との連携を図り、雇用の場の確保に向けた支援を行います。

(3) 健康づくり・介護予防の支援

〔基本認識〕

健康な状態を保って生涯を暮らし続けるということは、多くの人々が望むことです。市民一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、健康を維持していけるような取り組みをより一層充実させていくことが今後重要になってきます。

このため、現在実施している健康づくり事業や予防事業等の内容の充実を図るとともに、自身の健康に対して関心を持てるように啓発を行い、各種健診等の受診率の向上にもつながるような取り組みを推進します。

また、介護予防については、公的サービスの利用促進を図るとともに、地域における介護予防に向けた自主的な取り組みを育成する必要があります。

〔具体的な取り組み〕

① 生活習慣病予防事業の充実

各ライフステージ(人生の各段階)に応じ、生活習慣病の正しい知識の普及啓発を図るとともに、各個人の生活環境に配慮した生活指導の充実を図ります。

② 各種健(検)診事業の充実

各年齢層を対象とした各種健(検)診における受診率や精度向上に努めるとともに、健(検)診結果を活用した健康相談及び保健指導の充実により、健康の保持増進を図ります。

③ 心の健康づくりの推進

自らの心の健康をたもち、周囲の人の心の健康に気を配り、地域が支え合って心の健康を保持できるよう、知識の普及啓発・相談体制の充実、関係機関との連携の強化を図ります。

④ 医療機関等との連携

医療機関等との連携を図り、各種健診や健康相談における医師の配置や、緊急時における医療体制の整備、充実を図ります。

⑤ 難病・疾病に対する情報提供及び相談の充実

疾病を持つ人に対する医療機関の紹介をはじめとした情報提供を行うとともに、医師や理学療法士・栄養士等との連携による療養生活の相談を行います。また、医療サービスに対する信頼性の確保を図るため、セカンドオピニオン(担当医以外の医師からの診断・助言等)の普及を促します。

⑥ 介護予防の推進

介護認定者となる可能性の高い方々が認定者とならないよう、筋力トレーニング(パワーリハビリテーション)事業などや軽体操、口腔衛生、栄養指導など市独自の介護予防事業の展開を図るとともに、地域における体力づくりや介護予防に向けた自主的な活動の育成を図ります。

(4) 災害時要援護者に配慮した防災対策の推進

〔基本認識〕

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災、平成19年7月に発生した中越沖地震、平成23年3月に発生した東日本大震災は、大規模な災害時における地域の連帯の重要性と高齢者や障がいのある人、子どもといった災害時要援護者に対する災害発生時や避難・復興期におけるきめの細かい対応の必要性を私たちに認識させる結果となりました。

大町市においても、日頃から緊急時・災害時における市民一人ひとりの心構えや災害への備えが必要です。そのため、地域における自主的な防災体制を整備するとともに、災害時要援護者に対する支援方策の構築に努めることが必要です。

〔具体的な取り組み〕

① 地域における自主的な防災体制の整備

地域における自主防災組織の整備を促進するとともに、防災訓練の強化、防災マップ・防災マニュアルの点検・整備に努めます。

また、高齢者等の災害時要援護者における個別支援計画を整備・充実することによって、安全に避難ができるような体制の確保を図ります。

② 災害時要援護者の把握

同意方式を基本とする災害時要援護者の把握及び情報の共有を進めるため、災害時要援護者台帳の整備・充実に努めます。

③ 安全・安心なまちづくりに対する啓発活動の推進

災害発生時に迅速な対処ができ、病気等の緊急事態が生じた際も安心して生活できるよう、地域での助け合いによるまちづくりに資するボランティア等を育成します。また、継続的に啓発活動を行い、市民意識の向上を図ります。

④ 災害時における情報提供システムの構築

災害発生時においては、その情報が十分に地域住民に周知徹底されるよう防災行政無線の充実、個別受信器の導入促進、CATVや有線放送による情報提供システムの整備・充実を図ります。

⑤ 緊急時における医療体制の強化

緊急時において迅速な対応ができるよう、大北医師会をはじめ医療機関との連携により緊急患者の受け入れ体制を確保するなど、医療体制の充実に努めます。また、避難生活時に高齢者等、体調を崩しやすい人に対する相談・支援体制、心のケアに努めます。

(5) 地域安全の確保

〔基本認識〕

交通事故死者の半数以上が65歳以上の高齢者と言われています。関係機関との連携による交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ることが重要であるとともに、交通安全施設の整備や歩道の設置など道路環境の改善を進める必要があります。

また、振り込め詐欺、消費者トラブル、ひったくり、強盗など、高齢者が狙われるトラブルや犯罪が多発していることから、安心して生活できるまちづくりに向けて、関連機関との協力体制のもとで防犯施策の充実を図っていくことが必要です。

〔具体的な取り組み〕

① 交通安全対策の推進

交通事故の件数を減らし、日常の安全な暮らしを確保するために、老人クラブや自治会などの地域における交通安全に関する学習の機会を充実し、交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止の啓発活動を推進します。

② 道路環境の改善

杖や車いす等に配慮し、誰もが安全に移動することができるよう、横断歩道の設置等の交通安全施設の整備や歩道の整備などの計画的な整備改善を推進します。

③ 高齢者等を狙った犯罪等の防止

高齢者等を狙った犯罪や消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えています。大町市消費生活センターなど関係機関と連携し、自治会における会合をはじめ、高齢者が集う行事等での出前講座や広報、ケーブルテレビなどによる情報提供や啓発活動を推進し被害の防止に努めます。

④ 地域における自主的な防犯体制の整備

地域における犯罪を自分たちで防ぐために、自主的な防犯体制の整備を促進し、防犯パトロール等の活動を支援します。

⑤ 高齢者虐待、DV（家庭内暴力）等の防止対策の推進

高齢者虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス：家庭内暴力）等について、実態を把握した上で、問題発生防止に向けた啓発活動を推進します。また、関係機関等との連携により、被害に遭った人に対する相談機会の整備や保護に努めます。

⑥ 地域住民による声かけ・見守り活動の促進

地域住民同士の日常のあいさつ運動、声かけによる高齢者等の安否確認など、地域における見守り等の自主的な活動を促進します。

2 障がいがあってもしあわせな生活をおくれる地域づくり

〔施策目標〕

- 障がい者の地域生活支援諸制度、保健福祉サービスと連携する地域福祉の充実
- 障がい者の生きがい・社会参加・就労支援
- 障がい・障がい者に対する理解の促進
- ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 障がい者の地域生活支援制度、保健福祉サービスと連携する地域福祉活動の充実

〔基本認識〕

現在、障害者自立支援制度による各種サービスは、障がいのある人の生活を支える基本となっています。しかし、当初から障がい者自身の声が反映されていない等様々な問題点が指摘されていたことから見直しが図られ、平成25年度には現行法に代わる制度が施行されることになりました。

障がいのある方の状況は、高齢化や重度化・複合化とともに、増加する精神障がい者への支援や発達障がい児・者への支援対応など課題も多く、障がい者のニーズが多様化する中できめ細かな生活支援が求められています。相談・支援体制の充実による障害福祉サービスの利用促進とともに、圏域自立支援協議会を中心とした地域生活に必要なサービスの検討や社会福祉協議会によるボランティア活動促進、NPO 法人の育成支援など、地域ぐるみの支援体制による福祉のまちづくりを進める必要があります。

〔具体的な取り組み〕

① 在宅保健福祉サービスの充実

日常生活において医療や介護を必要とする重複障がい者についての状況を十分に把握し、関係機関との連携により、地域において障がいの特性に応じた在宅保健福祉サービスの充実を図ります。

② 障がい児(者)の地域生活支援体制の確保

障がいのある人が安心して暮らせるよう、相談支援体制及び障がいの早期発見・

早期療育の体制を充実するとともに、ニーズに対応するきめの細かいサービスの提供により、地域での支援体制の強化を促進します。

③ 定住の場の確保促進

障がいのある人が地域での生活を続けられるよう、民間事業所によるケア（グループ）ホーム等の居住施設の整備を支援促進します。

(2) 障がい者の生きがい・社会参加・就労支援

〔基本認識〕

障がいの有無にかかわらず、豊かでみどり多い人生を、住み慣れた地域でおくることができるよう、多様なニーズに対応した生きがい対策を推進するほか、さまざまな社会参加を支える外出の支援、自立を促進する就労支援に努める必要があります。

〔具体的な取り組み〕

① ニーズに応じた外出や日中活動の支援

一人で外出するのが難しい障がい者に対して、移動支援、同行援護などの制度をはじめ、移送サービスや福祉タクシーなど現在実施している事業の周知と利用促進を図ることで日常生活の利便性を高めます。また様々な日中活動の場に通所することで社会参加を進め、仲間づくりや趣味、楽しみを広げます。既存サービスのほか、ボランティア等との連携により、障がい者のニーズに応じた外出支援の体制づくりを検討します。

② 関係機関と連携した就労支援

地域において働く意欲を持ち、働ける能力のある障がい者に対して、働く場を確保するため、民間企業に働きかけていくほか、ハローワークや就労支援員等との連携により個別支援を強化していきます。

③ 授産施設等の充実強化

企業や関係機関等との連携を図り、障がいのある人も仕事ができる授産施設の運営を充実し、利用者の就労支援など個別支援を強化します。また、障害福祉サービスの就労継続支援の利用を支援していきます。

④ 各種障がい者団体の連携促進

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の当事者団体や支援団体の活動支援に努めるとともに、団体相互の交流や連携の促進に努めます。

(3) 障がい・障がい児(者)に対する理解の促進

〔基本認識〕

障がいのある人の地域生活の実現に大きな力となるのは、同じ地域に暮らす人々の理解であるといえます。いまだに各種の障がいに対する偏見や間違った認識をもつ人

もあり、障がいのある人が家の外に出るのをはばかれることもあることから、障がいや障がい者に対する理解の促進を強化することが必要です。

〔具体的な取り組み〕

① 地域での情報及び学習機会の提供

地域の人々が障がいや障がい者に対して正しい認識をもち、障がいのある人を特別な存在ではなく、地域でともに暮らす隣人として自然に接することができるよう、圏域自立支援協議会を中心に障がい者福祉に関する各種の情報や学習材料の提供に努めます。

② 障がいにかかわらず参加できる地域活動の充実

障がいに対する意識のバリア（障壁）を除去できるよう、自治会におけるさまざまな地域活動に、障がいにかかわらずに参加できる機会の充実を支援するとともに障がいのある人の参加を促し、交流する機会の充実を促進します。

(4) ユニバーサルデザインのまちづくり

〔基本認識〕

地域にはさまざまな人々が居住し、活動しています。高齢であっても障がいを有していても、また妊娠中や病気の時でも、さらに子どもにとっても、少しでも利用しやすい社会環境を整備していくことも地域福祉の推進において重要なことです。

このため、住宅の改善等を促進するとともに、人にやさしい生活環境（道路、施設等）の創出を図ることが必要です。

〔具体的な取り組み〕

① 障がい者・高齢者等に配慮した住宅の改善

障がいのある人や高齢者等が日常生活を安全で快適に過ごすことができるように、住宅のバリアフリー化についての情報提供を行うとともに、各種制度の活用による住宅改善の促進を図ります。また、公営住宅のバリアフリー化を計画的に推進します。

② 公的施設のユニバーサルデザイン化の推進

市役所をはじめとする公共施設、道路などについて、だれもが使いやすい施設となるよう計画的な改善を進めるとともに、新たに整備する施設については、国の法律（バリアフリー新法）や県条例（福祉のまちづくり条例）に基づく整備を推進します。

③ 民間施設のバリアフリー化の促進

誰もが安心して外出できるまちづくりに向けて、商業施設等の民間施設におけるバリアフリー化を促進するため、民間事業者に対する啓発活動や建築確認申請時における指導を行うなど、積極的な働きかけを行います。

3 子どもを安心して産み、子どもがすくすくと成長できる地域づくり

〔施策目標〕

- 保育・子育て支援サービスの充実
- ひとり親世帯に対する支援
- 子どもの安全の確保と健全育成
- 女性も働きつづけることができ、いきいきと社会参加できる環境づくり
- 結婚支援事業の充実

(1) 保育・子育て支援サービスの充実

〔基本認識〕

少子化の進行をはじめ、核家族化、地域社会・家庭環境の変化など、子育て家庭をめぐる環境は大きく変化し、子育てについての負担や不安が高まっており、子育て支援のあり方についても大きく変化しています。子どもを安心して産み育てるために、家庭・地域・学校等が連携した支援や次世代を担う子どもたちを地域が支援して育むための環境整備、育児不安の解消に向けた支援体制の確立が必要となっています。

また、発達障がい児の早期発見・療育、保育、就学、就労までの継続的な支援や幅広く市民ニーズを把握した保育体制の充実、幼稚園との連携による子育て支援体制の充実強化を推進します。

〔具体的な取り組み〕

① ニーズに合わせた保育機能の充実

就労形態の多様化や家庭環境の変化などに対応する保育サービスの実施に向けた、延長保育や低年齢児保育、障がい児保育、未就学児に対する一時保育、園開放、地域子育て支援センター事業を実施し、ニーズに合った保育所適正配置や保育機能、保育体制の充実を図るとともに、安心・安全な保育サービスを提供するための施設整備を推進します。

② 子どもが伸び伸びと育つ環境の整備

就労等により保護者が不在となる放課後における児童の健全育成を図るため、児童クラブの充実や子どもが安全に遊べる居場所として、児童センターや公園施設の充実を図ります。

③ 地域における子育てネットワークづくり

地域全体で子育てを支えるために、子育てグループ等との連携を図り、子育てに関する相談や育児方法等についての情報交換が気軽にできるような、子育て支援ネットワークを構築します。

④ 多様な相談事業の充実

保健、福祉、学校教育等の連携による相談及び気軽に相談に応じられる態勢整備と相談援助の充実を図ります。

⑤ 発達障がい児支援の充実

発達障がい児の早期発見と療育の充実を図り、保育・学校教育環境の整備を図ります。

(2) ひとり親世帯に対する支援

〔基本認識〕

母子、父子などのひとり親世帯は増加傾向にあり、核家族化が進行していることなどの要因により、子どもの養育や経済的な支援だけでなく、様々な問題を抱える家庭が増えています。このため、精神的不安の解消や就労支援等の自立支援を充実します。

〔具体的な取り組み〕

① 就労支援の充実

ひとり親の生活の自立・安定のための相談援助・指導活動の拡充に努めます。また、自立に向けた資格取得や教育訓練のための支援をはじめ関係機関との連携による就労の場の提供に努めます。

② 経済的支援の充実

福祉医療費給付制度の拡充や児童扶養手当等の経済的支援の充実を図ります。

(3) 子どもの安全の確保と健全育成

〔基本認識〕

交通事故のみならず、近年の子どもを狙った犯罪や急速な情報化社会の進展に伴うインターネットや出会い系サイトなど消費者トラブルや、児童虐待が増えるなど、子どもを取り巻く社会の安全性が問われています。子ども達が地域で安心して生活できるよう、交通安全はもとより、地域ぐるみの地域安全の確保、虐待の早期発見・早期対応など、生命を守るための取り組みの充実が必要です。

また、子どもの健全な育成を図るため、学校・地域と家庭が連携した活動の展開を促進するとともに、家庭教育・親育ての充実強化を図ります。

〔具体的な取り組み〕

① 交通事故予防対策

交通事故を減らし、日常の安全な暮らしを確保するために、学校や地区PTAなどにおける交通安全に関する学習の機会を提供するとともに、大町市交通指導員、子どもを交通事故から守る推進員、交通安全協会と連携し、交通安全意識の高揚を図るよう啓発活動を推進します。

② 登下校時等の安全対策の充実

子どもたちの登下校時における安全を確保するために、学校での防犯に対する指導を強化します。また、地域において、自治会・PTAや子ども会育成会、青少年

補導委員協議会等の関係団体の協力を得て、ボランティアとの連携による児童の見守り活動を促進するとともに、「子どもを守る安心の家」の拡充とPRを強化します。

③ 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携により、近隣において児童虐待を発見した場合の対処方法、連絡方法を明確にし、周知します。また、地域住民同士での見守り活動を推進するとともに、親に対するカウンセリングの機会を充実させ、児童虐待発生の未然防止に努めます。

④ 学校・地域・家庭の連携による健全育成活動の推進

学校・地域・家庭が連携した健全育成活動の一環として、ボランティア活動の実践や地域の人々とのふれあいなど、各種の実践を通じて心の教育につながるような体験的な学習を推進します。また、子ども会育成会などの地域活動を通じて、地域における健全育成活動を促進します。さらに、家庭教育の強化・充実を図り、健全な親育ちを助長します。

⑤ 非行防止及び加害・被害防止対策の充実

学校において非行防止やいじめ、インターネットサイト閲覧や掲示板・チャット（インターネット上で複数の人が会話をするサービス）・ゲームサイトの利用等による加害・被害防止に関する指導を徹底します。また、自治会・PTAや青少年補導委員協議会等の関係団体の連携により、地域の見回りや有害環境浄化のための定期的な点検を実施します。さらに、義務教育を終えた後、進学や就職をしない若者や高校中退者の現状把握と支援に努めます。

(4) 女性も働きつづけることができ、いきいきと社会参加できる環境づくり

〔基本認識〕

女性に偏りがちな育児や介護の負担等を軽減し、男女が等しく社会参画して地域社会の一員としての役割を果たせるよう、男女共同参画社会の実現に向けた施策事業の推進を図るとともに、家庭内の意識や民間企業の意識啓発に努めることが必要です。

〔具体的な取り組み〕

① 男女共同参画社会に向けた意識の啓発

男女が社会のあらゆる分野において個性と能力を発揮し、お互いの生き方を尊重しあえる社会づくりを目指し、地域活動についても、積極的に取り組む意識が育つように、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。

② 企業における子育て支援の取り組み促進

仕事と家庭の両立に対して理解を深めるよう啓発活動を行います。また、育児休業制度、介護休業制度の普及や企業内における託児所の設置促進など、各企業において子育て支援の取り組みを行うように働きかけます。

(5) 結婚支援事業の充実

〔基本認識〕

今回実施した市民意識調査では、「結婚しない人の増加により地域の将来に不安を感じている」といった意見が多数寄せられています。加えて、市の人口増加対策にも避けてはとおれない課題のひとつとなっています。

現在、大町市で進めている結婚支援事業は、JA、市農業委員会、市青年会議所等でおこなっていますが、相互に連携を図りながら活動を活発化する施策とともに、結婚について前向きに考える男女の出会いを応援し、結婚に結びつくような支援を講じる必要があります。

〔具体的な取り組み〕

① 結婚支援団体への援助

結婚支援事業を行う団体の育成に努め、相互に情報交換をおこなう機会を増やすとともに、登録者の広報事業を実施しPR活動の促進を促します。

また、結婚支援団体が実施する最良のパートナーと巡り合える出会いの場の拡充を支援します。

② ながの結婚支援ネットワークの活用

市内結婚支援団体の「ながの結婚支援ネットワーク」への参加を促します。

また、結婚を希望する男女の出会いの場を広げるため、市広報誌・CATV・ホームページや市社協報等の広報媒体を通じ「ながの結婚支援ネットワーク」の活用を促進します。また、同ネットワークが実施する「ながの結婚マッチングシステム」への登録を促進する等、市社会福祉協議会とともに取り組みます。

4 地域を活性化する仕組みづくり

〔施策目標〕

- 自治会等各種組織の育成・支援
- 小地域福祉ネットワーク活動の拡大
- 福祉教育と人権・福祉意識の啓発
- 地域の人材育成
- 地域の活動拠点の充実
- 地域の経済的な活動の活性化

(1) 自治会等各種組織の育成・支援

〔基本認識〕

地域福祉活動の主体は地域住民一人ひとりですが、まちづくりの大きな力として集約していくためには、多くの人々に支持された地域団体の存在が不可欠です。自治会は住

民自治、協働によるまちづくりを推進するうえで極めて重要な役割を担っています。このため、自治会の育成を通じた地域福祉活動の活発化がたいへん有効であるといえます。

〔具体的な取り組み〕

① 自治会組織の育成・加入の促進

自治会組織の活性化に向けた自主的な取り組みを促進するとともに、引き続き加入促進のPRなどに努めます。そのためには、自治会活動の紹介や重要性の啓発、自治会との情報交換を行い、加入しやすい自治会への体質改善などの取組みを支援します。

② 各種市民団体の育成

老人クラブや女性関連団体、子ども会育成会、NPO法人など、各種の市民団体の協働のまちづくりに果たす役割を踏まえ、活動の支援や加入の促進に努めます。

(2) 小地域福祉ネットワーク活動の拡大

〔基本認識〕

地域福祉を推進していくためには、地域住民一人ひとりの参加が必要不可欠です。このため、地域福祉計画推進の最も重要な担い手としての小地域福祉ネットワークの更なる強化及び育成を図り、地域住民が日常生活において協力し、支え合うことのできるネットワークの構築をめざすことが必要です。

また、地域で活動している民生児童委員活動や地区社会福祉協議会への支援を継続的に行い、これらとの連携の強化を図る必要があります。

〔具体的な取り組み〕

① 地域住民による支え合いのネットワークづくり

現在活動している小地域福祉ネットワークの組織の充実及び育成を図ります。また、自治会、民生児童委員、地区社協等との連携や役割分担を明確化することにより、地域福祉推進の中核ネットワークとしての強化を図ります。

② ボランティアネットワークの構築

社会福祉協議会のボランティアセンターと市民活動サポートセンターが、登録するボランティア団体の情報を整理することにより、これによる支援を必要とする人が利用しやすいネットワークシステムを構築します。

また、個人ボランティアの登録制度により支援を行いたい人と支援を受けたい人のコーディネート(調整)システムの構築、充実を図ります。

③ 民生児童委員活動との連携

民生児童委員は、地域住民にとって良き相談相手です。積極的な活動に結びつくよう研修の充実を図り資質の向上を促します。

また、民生児童委員が地域で活動しやすい環境をつくるため、必要な情報提供や活動場所の提供などを支援します。

④ 民生児童委員等との連携による情報の収集

地域の実情に明るい民生児童委員や自治会役員との連携を強化し、悩みや問題を抱える地域住民の情報を収集し、対応策を検討することにより、適切にサポートできる体制づくりに努めます。

(3) 福祉教育と人権・福祉意識の啓発

〔基本認識〕

社会福祉の基礎は、人を思いやりお互いに助け合おうとする精神にあります。こうした考え方を浸透させるためには、子どもを含めたすべての市民に対する福祉教育を行う必要があります。

このため、人権意識の醸成に向けた啓発活動等を推進するとともに、地域・家庭・学校等のさまざまな場における福祉教育を推進する必要があります。

〔具体的な取り組み〕

① 人権啓発活動の推進

地域福祉を進めて行くうえで人権尊重の視点は不可欠です。差別や偏見をなくし、誰もが自分らしい生活を送ることができる地域社会をめざして、広報やパンフレット、ポスター、CATV等による人権啓発活動を継続的に推進するとともに、人権に関する研修会、講演会、講座等を充実し市民の参加を促進します。

また、子どもたちが人権意識にあふれる社会を構築する主体的な資質を培えるよう、学校における人権教育をより一層推進します。

② 地域での福祉に関する学習機会の提供

一人でも多くの方が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるようワークショップやフォーラム、座談会などを開催し、地域で福祉について学習する機会を提供します。また、その中から地域ごとの問題点や課題の掘り起しに努めるとともに、課題解決に努めます。

③ 家庭における福祉教育の推進

家庭での福祉教育がなされるために、親を対象とした家庭教育学級等のなかで福祉に関する教育を充実させます。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるよう意識啓発を行います。

④ 小中学校における福祉体験学習の推進

地域における福祉体験等に関する学習の機会を増やし、子どもたちが自ら福祉の現状における問題について考えるなど、将来の地域福祉の担い手として成長できるよう小中学校における福祉体験学習を充実します。

また、地域の人材を講師として活用した授業の展開や、地域住民がボランティアとして授業に参加するなど、地域との連携による福祉教育の充実を図ります。

さらに、市内の各小中学校が福祉協力校として行ってきたこれまでの福祉活動の内容をさらに充実させるとともに、地域や関係機関等との連携の中で各校区の地域課題に応じた新たな活動内容について検討し積極的に推進します。

⑤ 世代間交流の充実

学校教育や社会教育の場、地域でのさまざまな行事を通じ、子ども、若者、高齢者などが世代を超えて参加・交流できる機会の充実を図ります。

(4) 地域の人材育成

〔基本認識〕

すべての人があたりまえに幸せに暮らせる地域福祉を推進するためには、行政や福祉サービス事業者だけでなく、ボランティア、NPO、関係団体等、さまざまな人々の協力・連携の中で、市民一人ひとりが自らの役割を認識しそれぞれの責務を果たすことが必要です。

このため、地域福祉を推進する担い手意識を醸成し、地域において核となる人材の養成・育成を図る必要があり、特に、活動の体験や学習等、実践的な取り組みを重視した人材育成が重要といえます。

〔具体的な取り組み〕

① 地域福祉に関する自主的な学習の促進

福祉について考える講習会や、実生活に役立つ介護の方法を教える研修会、福祉体験等の学習機会を充実し、地域に住むすべての人の福祉に対する関心を高めます。

さらに、地域の中で自主的・継続的に学習を行うことができるようボランティアの紹介や学習場所の提供などの支援を行います。

② 地域ボランティアリーダーの養成への支援

多様なニーズに対して効率的なボランティア活動を行うことができるようボランティア活動に対する調整体制の整備を社会福祉協議会と連携し促進するとともに、地域で核となって活動するボランティアリーダーの養成に向け、地域ごとの研修会の開催を支援します。

(5) 地域の活動拠点の充実

〔基本認識〕

地域福祉活動の推進を図るだけでなく、地域活動全般や日常的な交流、ふれあい等の拠点となる施設の確保は、地域福祉推進の重要な課題のひとつといえます。

地域には、集会所や公園、公民館施設などが整備され、それぞれ活用されていますが、今後も地域活動を支える拠点施設の確保と整備充実を図るとともに、地域における自主的な管理・運営についても促進していくことが必要です。

〔具体的な取り組み〕

① 既存施設等の活用による活動拠点の確保

地域住民が地域福祉について学習したり、さまざまな取り組みを行ったりする拠点として、集会所や公園、公民館などの既存のコミュニティ施設の積極的な活用を促すとともに、施設の充実を図ります。

また、コミュニティ施設の維持管理及び運営について、地域に委託するなど地域住民が主体的に行う仕組みづくりを進めます。

② 公共施設利用予約システムの整備

市民が気軽に施設利用の予約ができ、利用したい日時での確保ができるよう公共施設利用予約システムの整備を進めます。

③ 民間企業の社会貢献による活動拠点の確保

民間企業の地域貢献として、市民が集会やスポーツ・レクリエーションなどの活動に使用できるよう施設・設備の提供を働きかけていきます。

(6) 地域の経済的な活動の活性化

〔基本認識〕

地域商業をはじめとする経済的な活動の活性化が地域福祉の向上にもつながることから、地域の商店街や商業施設等とも連携した活動の育成を図ることも重要です。各種の祭り・イベントなどの催しにとどまらず、福祉関連サービスへの民間事業者の参画を促進する必要があります。

〔具体的な取り組み〕

① 祭り・イベントへの支援

商店街の活性化が地域の活性化にも結びつき、さらに地域福祉の向上が促進されるよう、地域の祭りや各種イベントの開催を支援するとともに、より多くの人々が訪れ、親しまれるイベントの企画について支援していきます。特に、地域イメージの向上や観光の振興と地域福祉の向上が結びつく新たなイベントの企画を検討します。

② 各種サービス産業の育成

高齢者や障がいのある人に対する福祉サービスの提供にとどまらず、多様な生活支援を行うためのサービスを民間主導で企画・実施できるよう関連団体に働きかけていくとともに、健全なサービス産業の育成を促します。

5 地域福祉を推進する協働(支え合い)の仕組みづくり

〔施策目標〕

- 市民と行政の役割分担の明確化
- 行政組織の改革・行政評価の推進
- 情報提供と相談体制の充実

(1) 市民と行政の役割分担の明確化

〔基本認識〕

市民や市民団体等がまちづくりに参加することは、まちの魅力やまちへの愛着を高めるために有効です。そのことが、市民等のまちづくりへの参加意識を向上させる好循環をもたらします。こうしたことから、「協働」という考え方を市民に浸透させるとともに、より多くの市民や企業、学校、ボランティア団体、NPO等へのまちづくりへの参加を促進するとともに、自分たちのできることは、自分たちで行うという役割分担を明確化することが求められています。

〔具体的な取り組み〕

① 地域福祉における協働意識の醸成

地域福祉を考える上で基本となる「協働」の意識について、広報やパンフレット等による啓発や、ホームページ等による情報提供を行います。また、地域での問題点について話し合う場を設けることにより、意識の醸成を図ります。

② 市民と行政の協働のまちづくり

市民の自主的・主体的なまちづくり活動に対して支援することにより、市民と行政の協働のまちづくりを推進します。

③ 市民と行政の役割分担の明確化

市民と行政の役割分担を明確化し、市民の活動に委ねることができる事務事業については市民への移行を積極的に推進します。

(2) 行政組織の改革・行政評価の推進

〔基本認識〕

本市では、これまで、高度で複雑化・多様化する市民要望を的確に把握し、増大する事務事業に迅速に対応するため、組織の効率化と合理化を図ってきました。市民と行政が協働と連携を図るため、今後も、継続的に、時代の変化に応じた柔軟で迅速な対応ができる行政組織・機構の見直しを行います。

また、まちづくりの目標を明確にし、その成果を的確にとらえ、今後の取り組みへとつなげる計画的かつ効率的でわかりやすい行政運営が必要となっています。

〔具体的な取り組み〕

① 行政組織・機構の見直し

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織・機構の確立を図ります。

② 行政評価システムの導入

行政活動の目的を明確にしながら市民の視点に立った成果重視の施策展開を図るため、行政評価システムの充実を図ります。

③ 福祉サービス等評価手法及び苦情受付・処理機関の整備

福祉サービスに対する市民の満足度をアンケート調査等により把握し、各サービスの適切な評価を行った上で、改善策を検討するシステムを構築します。また、サービス利用者からの苦情に対して的確に対応する機関の整備を継続して検討します。

(3) 情報提供と相談体制の充実

〔基本認識〕

行政による情報の提供、特に生活関連サービスの提供は、市及び携わる関連組織・機関等が中心となって行われてきました。縦割り型の対応も多く、周知徹底が不十分で、市民のニーズに総合的に対応できる仕組みになっていないという問題点もあります。

このため、市民の生活全般にわたる生活関連サービスの提供に資するため、庁内組織及び関係機関の連携強化を図るとともに、民間事業者等との連携を充実し、多様で質の高いサービスを提供する体制の整備が必要です。

地域で発生する市民の生活課題は多岐にわたり、子どもから高齢者までその人の抱える悩みはさまざまです。そのような問題を解決するためには、的確に対応できるための相談機能の整備が求められます。

このため、誰でも気軽に相談できる身近な相談場所や関係機関との連携による相談体制の充実を図る必要があります。また、相談内容を一括して受け付けることができる生活総合相談窓口の設置や苦情受付、処理機関の充実についても検討する必要があります。

〔具体的な取り組み〕

① 誰にでもわかりやすい情報の提供

現在実施している各種制度やサービスの内容について、障がい者や高齢者、外国人等にも配慮した、誰にでもわかりやすい情報提供を行い、より一層の周知を図ります。

② 多様な広報媒体の活用

市民が必要とする情報を的確に把握し、広報やホームページに掲載する内容の充実を図ります。また、より多くの人に対して確実に周知を図るため、CATVやテレビ、新聞等のマスメディアを活用した情報提供を促進します。さらに、公民館等

の公共施設の掲示板を利用した掲示等による情報提供を充実させるとともに、利用者が相互に情報交換する場として公共施設の活用を促進します。このほか、新たな制度や計画等に関する説明会の開催に努めます。

③ 市民・ボランティア・NPOに対する情報提供

ワークショップなど、地域づくりや市民活動に役立つ具体的な手法の習得、先進的まちづくり事例などの講座の開催など、地域において実施する自主的、具体的なまちづくりの推進に資する事業を支援します。

④ 生活関連サービスに関する情報収集及び発信

生活関連サービスに関する他市町村の情報、地域別のサービスの情報、民間事業者の情報等、多方面からの各種情報を収集整理し、市民ニーズに応じて継続的な情報発信を行います。

⑤ 民間事業者による福祉関連情報提供の促進

民間事業者が販売する福祉器具の紹介、民間福祉施設の設置状況、民間福祉サービスの内容等についての情報提供の充実を促進します。

⑥ ホームページ・CATVでの地域福祉コーナーの充実

市ホームページ、CATVにおける地域福祉のページや番組の充実を図り、福祉活動やサービス内容等の最新情報を掲載し、情報提供の充実を図ります。

⑦ 身近な場所での相談機会の充実

地域の公民館等を相談員が巡回する巡回相談を行なうとともに、身近な場所において、日常の悩みを気軽に相談できる機会を充実します。

⑧ 関係機関による相談体制の充実

生活上の問題や福祉に関して地域住民が抱える多種多様な相談内容に的確に対応できるように、関係機関との連携による相談機能の強化を図り、相談及びそれに対する援助活動を一元化した体制を整備し、充実を図ります。

⑨ 生活総合相談窓口の設置検討

福祉に関連する相談を一元化した窓口の設置を検討するとともに、庁内の関係各課及び関係機関等との連携により、相談に対して円滑に対応できるシステムの構築に努めます。

6 計画の推進体制の整備

〔施策目標〕

- 計画推進・進行管理体制の整備
- 社会福祉協議会活動の強化
- 関係機関相互の連携促進

(1) 計画推進・進行管理体制の整備

〔基本認識〕

地域福祉計画が目指す目標を実現するためには、庁内連携及び市民との協働による計画の推進及び進行管理のための体制を整備することが重要です。

〔具体的な取り組み〕

① 庁内関係部局との連携

本計画に基づいて地域福祉を推進するために、保健・福祉分野に関連する部局だけでなく、教育、環境、まちづくりなど、庁内の幅広い分野における関係各課との連携を図ります。

また、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画、男女共同参画計画等の関連計画との連携を図り、より効果的な施策の推進に努めます。

② 庁内地域福祉推進組織の設置

本計画の実現を図るとともに、進捗状況をチェックし、施策の実施効果について検討するための庁内組織を設置します。

③ 地域福祉推進委員会の創設

庁内地域福祉推進組織との連携のもとに、本計画に基づく施策・事業の実現化促進、進捗状況チェック及び実施後の施策の評価、計画の見直し等を行う外部機関として「地域福祉推進委員会（仮称）」を創設します。

④ 計画の普及と全市民的な取り組みの促進

本計画の理念や目標、施策の内容等について、各種のメディア（媒体）を活用して広く市民に情報を提供し、その普及を図ります。また、計画の推進にあたっては、若い人々の協働事業の具体化や地域福祉活動の推進への積極的な参画を促進するなど、男女、年齢、居住地区などを超えた全市民的な取り組みをめざします。

(2) 社会福祉協議会活動の強化

〔基本認識〕

社会福祉協議会は、行政との連携による各種の福祉サービスの提供、地区社協及び

小地域福祉ネットワークの育成、ボランティアの育成主体として重要な役割を果たしています。

今後も、本市における地域福祉推進の要として重要な役割をもつ社会福祉協議会の組織強化及び活動に対する支援が必要です。

〔具体的な取り組み〕

① 社会福祉協議会の活動支援

社会福祉協議会との連携をより一層強化し、協働して取り組む事業に対する支援を行うことにより、内容の充実を図ります。また、地区社協の積極的な育成を図ります。

② 社会福祉協議会地域福祉活動計画との連携の強化

具体的な施策・事業を進めていくためには、社会福祉協議会が策定する活動計画との連携が重要です。事業内容の検討に加え、施策の推進にあたっては、協働で取り組むことにより地域福祉の充実を図ります。

(3) 関係機関相互の連携促進

〔基本認識〕

地域福祉の推進には、まちづくりの要素を含んだ活動の活性化が必要であり、目標の実現のためには行政だけでなく、各種の関係機関・団体等との相互連携が不可欠です。

このため、地域福祉に関する各種情報の共有やサービスを提供する民間事業者の育成などに努める必要があります。

〔具体的な取り組み〕

① 地域福祉に関する既存組織・団体の情報整理

事業を展開する上で連携しやすい体制をつくるため、福祉関係の組織や団体の活動内容等を把握し情報の整理を行い、団体名や活動内容等について情報の提供を図ります。

② 民間事業者と連携した福祉サービスの提供

外出することが困難な人に対する宅配サービスや民間施設を利用したサービスなど、行政だけでは提供することが難しい福祉サービスについては、民間事業者と連携した事業の充実を図ります。

③ 民間事業者との連携による地域活動の推進

地域におけるイベントの開催やボランティア活動の実施にあたって、民間事業者との連携により活動内容の充実が図られるよう努めます。

④ 民間事業者を対象とした研修会等の開催

地域福祉の考え方や本計画の基本理念、地域福祉を推進するにあたっての民間事

業者の役割等について、研修会等を開催して意識の啓発を行い、民間事業者の自主的な取り組みを促進します。

7 災害時要援護者対策の充実

〔施策目標〕

- 災害時要援護者の把握(災害時要援護者名簿の整備)
- 災害時要援護者情報の管理・共有体制の整備
- 地域と連携した災害時要援護者への支援
- 災害時ボランティアの養成と体制整備

〔基本認識〕

1の(4)で触れたとおり、阪神淡路大震災、中越沖地震、東日本大震災や台風による災害は、大規模な災害時における地域の連帯の重要性と高齢者や障がいのある人、子どもといった災害時要援護者に対する災害発生時や避難・復興期におけるきめの細かい対応の必要性を私たちに認識させる結果となりました。このような状況下、市では、まず災害時要援護者の把握に努め、個別避難計画を策定することを目的に、平成21年度から災害時要援護者名簿(台帳)の整備を民生児童委員の協力を得て推進してきました。

(1) 災害時要援護者の把握（災害時要援護者名簿の整備）

〔具体的な取り組み〕

● 同意方式による名簿の整備

災害時要援護者の把握及び情報の共有については、以下のような方法が考えられますが、本市では、災害時の要援護者本人の意向を最大限尊重しつつも、大規模災害発生時には人命救助が最優先となるため、「同意方式」を基本とした取り組みを進めます。

関係機関間での災害時要援護者情報の共有方法	
1. 手上げ方式	(名簿への登録を自主的に申請した人の情報のみを収集する。)
2. 同意方式	(行政の関係各課や地域の関係団体が要援護者本人に働きかけ、情報を収集する。)
3. 関係機関共有方式	(要援護者本人から同意を得ない場合であっても、市個人情報条例の規定に基づき、個人情報に関係機関との間で共有する。)

(2) 災害時要援護者情報の管理・共有体制の整備

〔具体的な取り組み〕

① 情報共有の促進

同意方式で把握した災害時要援護者については、防災関係部局と福祉関係部局で協議し、自治会(自主防災組織)並びに民生・児童委員に対して情報を提供します。

自治会(自主防災組織)並びに民生・児童委員は、個人情報保護に十分に留意しながら、災害時の情報の伝達や避難支援、日頃の見守り活動や福祉活動にこの情報を活用します。

② 情報の更新

収集した災害時要援護者情報(災害時要援護者名簿)は、災害時要援護者の状況を確認しながら、適宜、名簿の見直しと情報提供を行います。

(3) 地域と連携した災害時要援護者への支援

〔具体的な取り組み〕

① 声かけ・見守り活動の推進

自治会(自主防災組織)並びに民生・児童委員による災害時要援護者に対する日常的な声かけ・見守り活動を推進します。

② 支援体制の整備

災害時の地域での支援対策として、全庁的な体制の整備に取り組むとともに、地区で「防災訓練」の実施、「地域防災マップ」等の作成配布を推進します。

(4) 災害時ボランティアの養成と体制整備

〔具体的な取り組み〕

● 災害時におけるボランティア体制の整備

災害時ボランティアコーディネーターの養成に取り組むとともに、社会福祉協議会が「ボランティア支援本部」として機能を発揮できるよう、その体制整備等の支援に努めます。

第2次大町市地域福祉計画

『第2次 おおまち 元気！ スマイルプラン』

【資料編】

大町市

平成24年3月

1 大町市の現状

(1) 社会構造

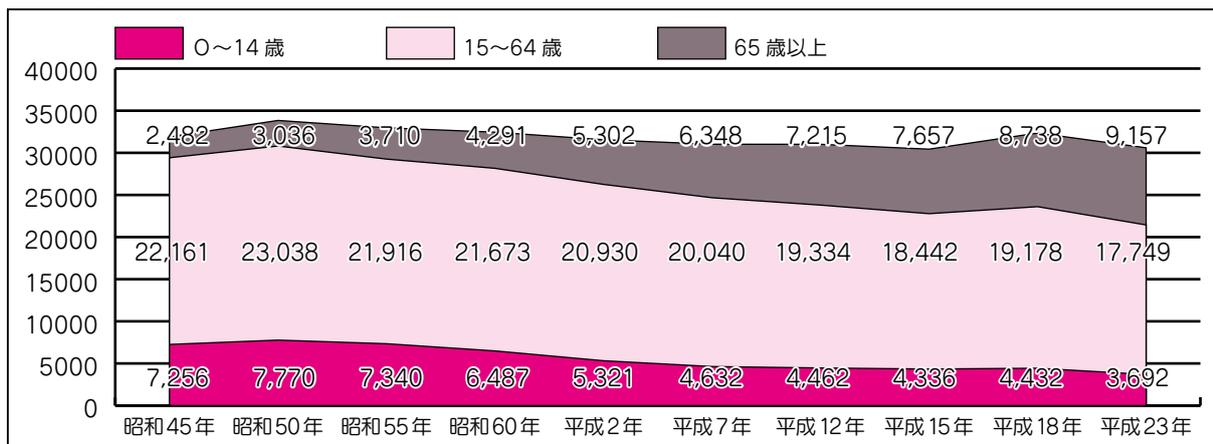
◆少子・高齢化の進行、世帯規模の縮小

大町市の人口は、昭和50年以降緩やかな減少傾向が続き平成18年の旧八坂村・美麻村との合併により上昇に転じましたが以後減少してきています。人口規模の変化は緩やかですが、人口構造は大きな変化をみせており、0～14歳の年少人口の減少、65歳以上の老年人口の急激な増加により、地域の高齢化の進行度合いを計る目安となる老年化指数(100.0を超えると人口構造の若返りは難しいとされる)は昭和45年の34.2から248.0と大きな変化をみせています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、世帯規模の縮小、いわゆる核家族化が進み、世帯の福祉機能の減退が懸念されます。

なお、平成28年度を目標とする大町市第4次総合計画(平成24年3月策定)においては、推計人口を27,040人、目標人口(種々の人口増加施策を展開した場合の人口)を30,000人としており、人口増加を見込んだ場合(目標人口)でも0～14歳人口は11.5%、65歳以上人口は34.2%と少子高齢化の進行を想定しています。

◇人口・世帯の推移



単位：人、%、世帯

項目 年	人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上		年少人口 指数	老年人口 指数	従属人口 指数	老年化 指数	世帯 数	平均 世帯 員数
		実数	比率	実数	比率	実数	比率						
昭和45年	31,899	7,256	22.7	22,161	69.5	2,482	7.8	32.7	11.2	43.9	34.2	8,122	3.9
50	33,844	7,770	23.0	23,038	68.1	3,036	9.0	33.7	13.2	46.9	39.1	8,983	3.8
55	32,966	7,340	22.3	21,916	66.5	3,710	11.3	33.5	16.9	50.4	50.5	9,605	3.4
60	32,451	6,487	20.0	21,673	66.8	4,291	13.2	29.9	19.8	49.7	66.1	9,565	3.4
平成2年	31,597	5,321	16.8	20,930	66.2	5,302	16.8	25.4	25.3	50.8	99.6	9,710	3.3
7	31,020	4,632	14.9	20,040	64.6	6,348	20.5	23.1	31.7	54.8	137.0	9,941	3.1
12	31,011	4,462	14.4	19,334	62.3	7,215	23.3	23.1	37.3	60.4	161.7	10,402	3.0
15	30,435	4,336	14.2	18,442	60.6	7,657	25.2	23.5	41.5	65.0	176.6	10,468	2.9
18	32,348	4,432	13.7	19,178	59.3	8,738	30.1	23.1	45.6	68.7	197.2	11,845	2.7
23	30,598	3,692	12.1	17,749	58.0	9,157	29.9	20.8	51.6	72.4	248.0	12,040	2.5

資料：市人口統計資料

注：年少人口指数＝0～14歳人口÷15～64歳人口×100
 老年人口指数＝65歳以上人口÷15～64歳人口×100
 従属人口指数＝(0～14歳人口＋65歳以上人口)÷15～64歳人口×100
 老年化指数＝65歳以上人口÷0～14歳人口×100

◆コミュニティ機能の減退（自治会未加入者の状況）

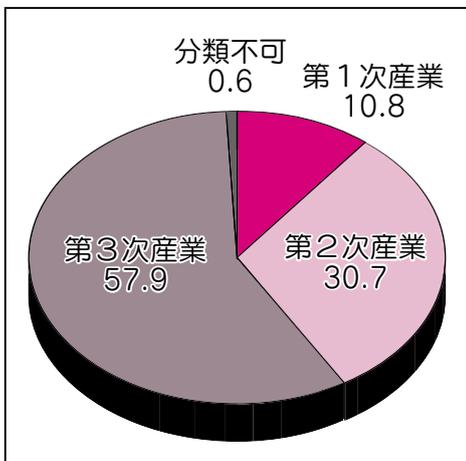
大町市のコミュニティは、大町、平、常盤、社、八坂、美麻の6つの地区に大きく区分され、平成23年4月現在、大町地区41自治会、平地区28自治会、常盤地区11自治会、社地区7自治会、八坂地区6自治会、美麻地区5自治会となっています。平成21年3月に実施した「自治会実態調査」の集計結果（回答自治会数82自治会）から、自治会への未加入者の存在について、68.3%の自治会が未加入者「有」と回答しています。

また、地域住民の生活を支援するため、民生児童委員が各地域に配置されており、計76名の区域担当委員及び8名の主任児童委員が活動し、地域福祉推進の大きな役割を担っています。

(2) 経済構造

◆第3次産業への就業が半数以上、地域経済は停滞傾向

◇産業分類別就業者数



市民の就業状況を見ると、57.9%が第3次産業への就業となっており、男性も女性も就業率が高くなっています。第2次産業は30.7%で、比較的男性の就業率が高い傾向にあります。このほか、第1次産業は10.8%と低比率にあります。

かつては、黒部ダム建設景気や大手製造業の企業城下町的な賑わいもみられましたが、社会・経済構造が変化する中で、長引く不況により地域経済は厳しい状況にあります。

単位：人、%

	総 数		男		女	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
総 数	16,655	100.0	9,454	100.0	7,201	100.0
第1次産業	1,797	10.8	969	10.3	828	11.5
第2次産業	5,112	30.7	3,757	39.7	1,355	18.8
第3次産業	9,647	57.9	4,675	49.4	4,972	69.1
分類不能	99	0.6	53	0.6	46	0.6

資料：平成17年国勢調査

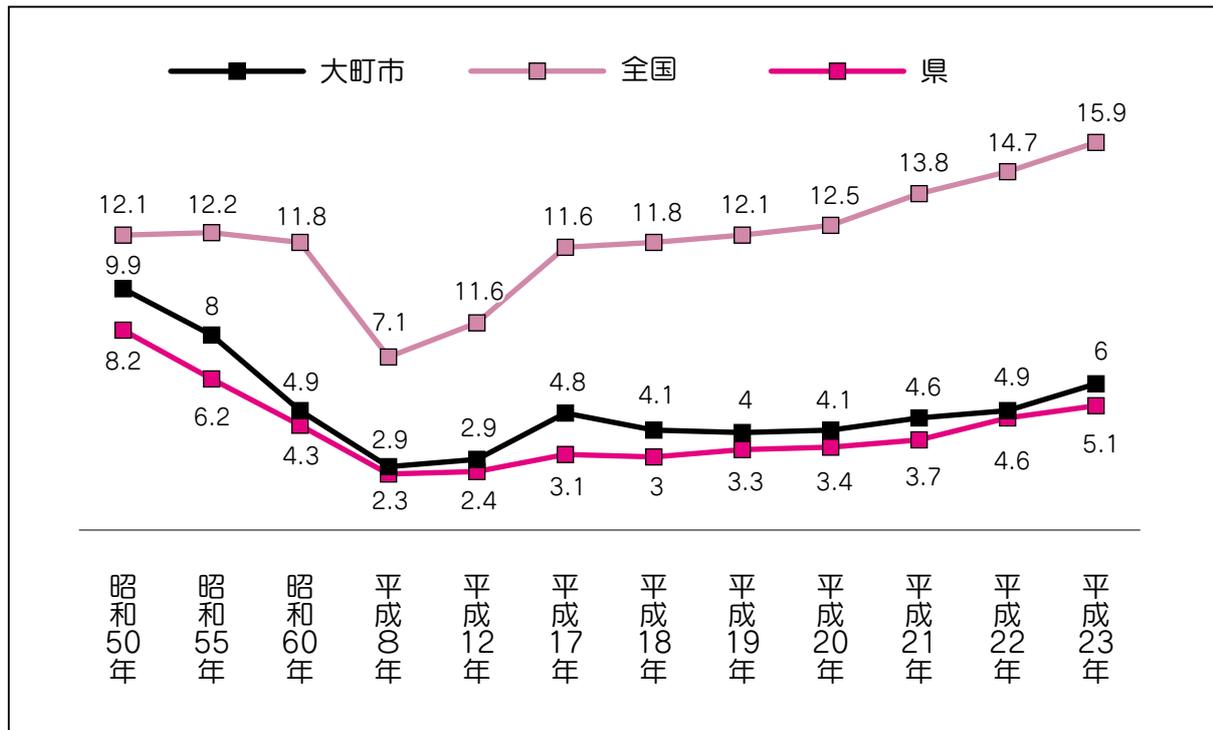
(3) 地域福祉の動向

◆増加傾向にある被保護世帯

被保護世帯及び人員等の動向は社会情勢や経済情勢等の社会的変動に影響されます。特に、経済の好不況により変動があらわれますが、経済の発展とともに被保護世帯数は全国的にみても大幅に減少してきていました。しかし、最近では、長引く不況と保険・年金等国民負担の増加などを背景に増加傾向がみられます。

大町市の保護動向は、昭和50年に保護率9.9%(千分率)であったものが、55年8.0‰、60年4.9‰、平成8年2.6‰と大幅に減少していましたが12年2.9‰、17年4.8‰と増加傾向にありました。18年には4.1‰と減少したものの23年の6.0‰までは微増傾向にあります。総じて、高齢者及び傷病障がい者世帯が大部分を占める等、自立の難しい世帯が多くなってきている現状です。なお、国、県と比較すると平成23年、保護率では全国平均15.9‰、県平均5.1‰に対し、大町市の6.0‰は、全国平均より大幅に低くなっていますが、県内では高い方に位置しています。

◇生活保護率の推移



単位：‰

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成8年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
大町市	9.9	8.0	4.9	2.6	2.9	4.8	4.1	4.0	4.1	4.6	4.9	6.0
県	8.2	6.2	4.3	2.3	2.4	3.1	3.0	3.3	3.4	3.7	4.6	5.1
全国	12.1	12.2	11.8	7.1	8.5	11.6	11.8	12.1	12.5	13.8	14.7	15.9

大町市及び県は各年4月1日現在

全国は各年9月末現在

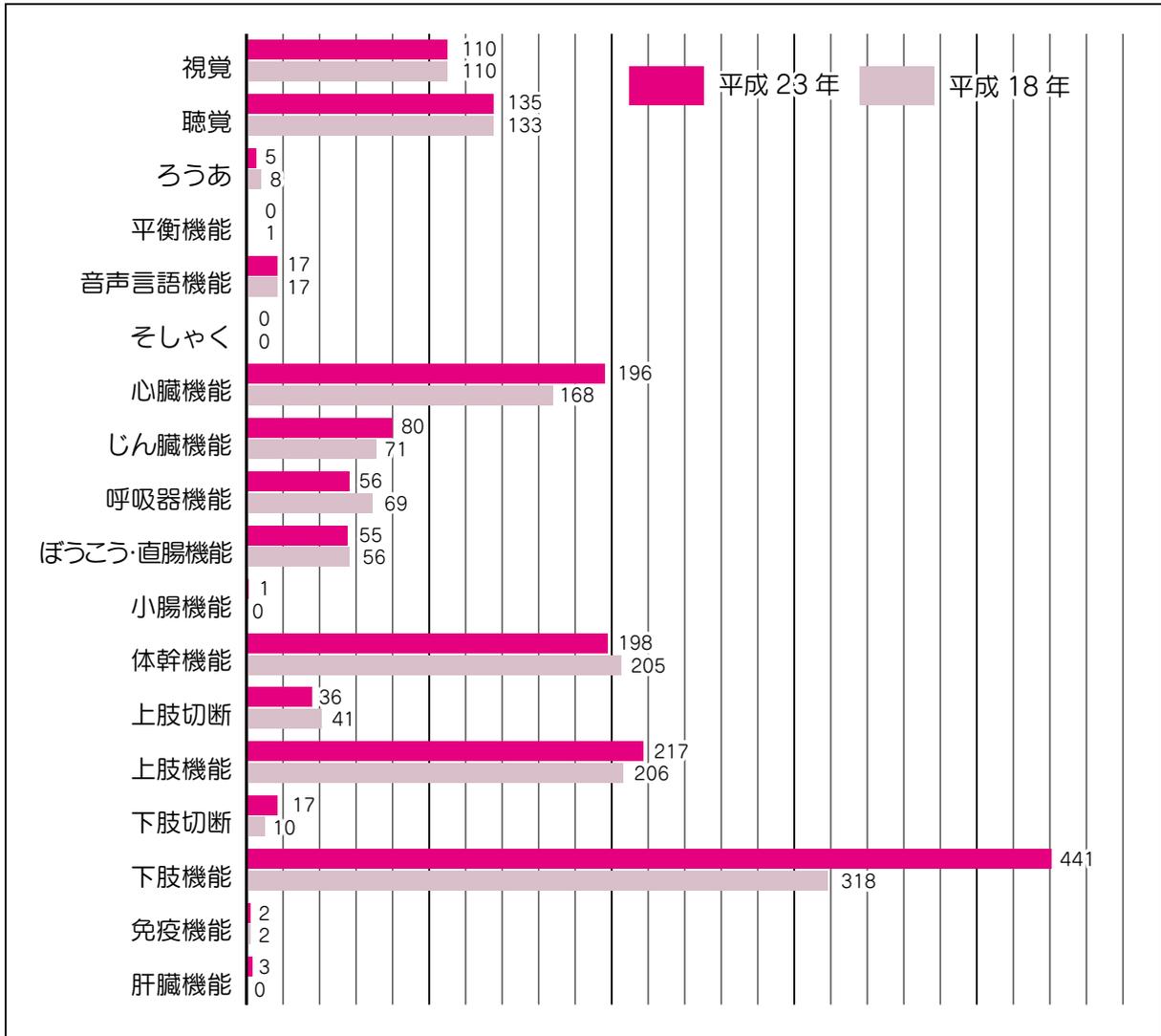
資料：市社会福祉事業概要・県統計書・厚生労働省

◆増加傾向にあり、高齢化と障がいの重度化・重複化がみられる身体障がい

大町市の身体障がい者数(身体障害者手帳交付者数)は、平成23年3月末現在1,569人であり、人口1,000人に対して51.3人となっています。

障がいの原因は後天的疾患による場合が多く、中でもわが国の死因の多くを占める脳血管障害の後遺症が大きな原因となっています。また、身体障がい者の高齢化・重度化・重複化の傾向が顕著となっています。

◇障がい種別身体障害者手帳交付者数(平成23年3月末現在)

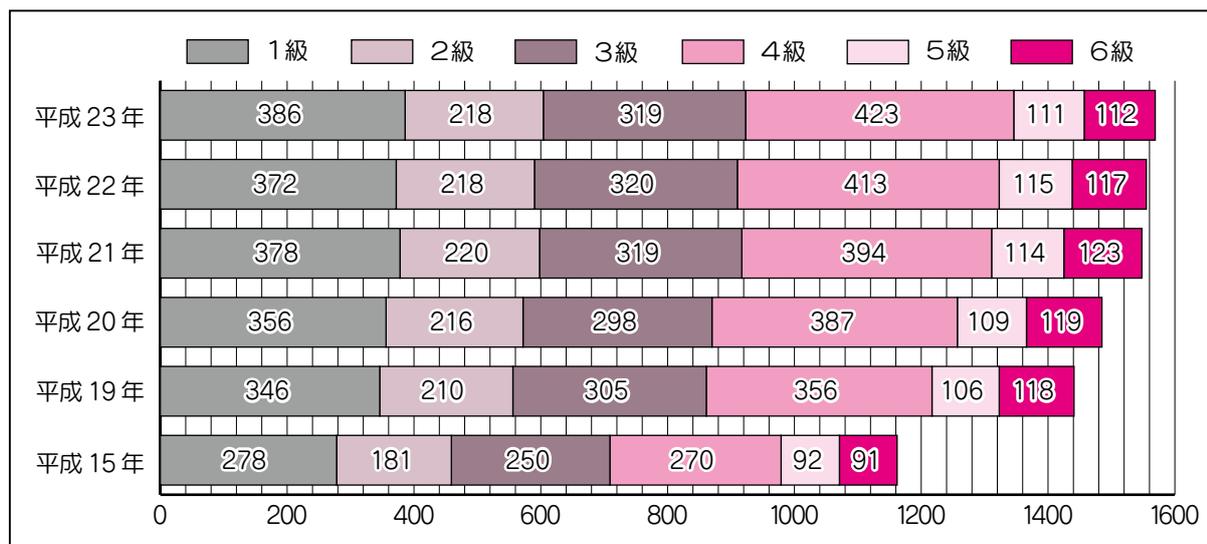


単位：人

視覚	聴覚	ろうあ	平衡機能	音声言語機能	そしゃく
110	135	5	0	17	0
心臓機能	じん臓機能	呼吸器機能	ぼうこう・直腸機能	小腸機能	体幹機能
196	80	56	55	1	198
上肢切断	上肢機能	下肢切断	下肢機能	免疫機能	肝臓機能
36	217	17	441	2	3

資料：市社会福祉事業概要

◇等級別身体障害者手帳交付者数の推移



単位：人

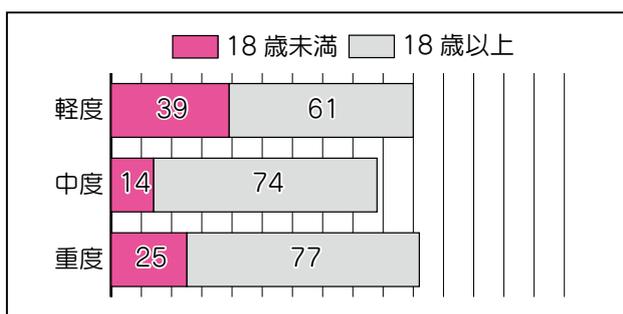
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成15年	278	181	250	270	92	91	1,162
平成19年	346	210	305	356	106	118	1,441
平成20年	356	216	298	387	109	119	1,485
平成21年	378	220	319	394	114	123	1,548
平成22年	372	218	320	413	115	117	1,555
平成23年	386	218	319	423	111	112	1,569

各年3月末現在

資料：市社会福祉事業概要

◆重度・軽度の子どもが多い知的障がい

◇程度別療育手帳交付者数（平成23年3月末現在）



大町市における知的障がい者数(療育手帳交付者数)は、平成23年3月末現在290人であり、人口1,000人に対して9.5人となっています。

障がいの程度では、比較的重度と軽度が多く、69.7%を占め、また18歳未満は78人で重度・軽度が64人、82.1%を占めています。

単位：人

区分	18歳未満	18歳以上	計	比率(%)
重度	25	77	102	35.2
中度	14	74	88	30.3
軽度	39	61	100	34.5
計	78	212	290	100.0

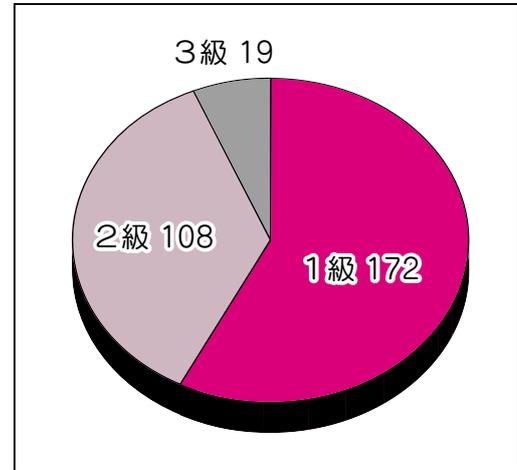
資料：市社会福祉事業概要

◆実態把握が課題の精神障がい

◇等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数
(平成23年3月末現在)

大町市における精神障がい者数(精神保健手帳交付者数)は平成23年3月末現在299人であり、人口1,000人に対して9.8人となっています。

障がいの程度別では1級172人、2級108人、3級が19人となっていますが、ストレスの増大など社会的な環境の複雑化等により、精神的な健康を害する人は増加する傾向にあり、手帳交付者数に現れない精神障がいのある人も少なくないものと考えられます。



単位：人

1級	2級	3級	計
172	108	19	299

資料：市社会福祉事業概要

◆必要性が高まっている子どもや子育て・ひとり親世帯への支援

近年、子どもをとりまく社会的経済的環境の変化は著しく、安心して産み、健やかに成長することが難しくなっており、不登校児童生徒の増加や自殺、いじめ、校内暴力、各種の非行・犯罪等、さまざまな問題が発生しています。

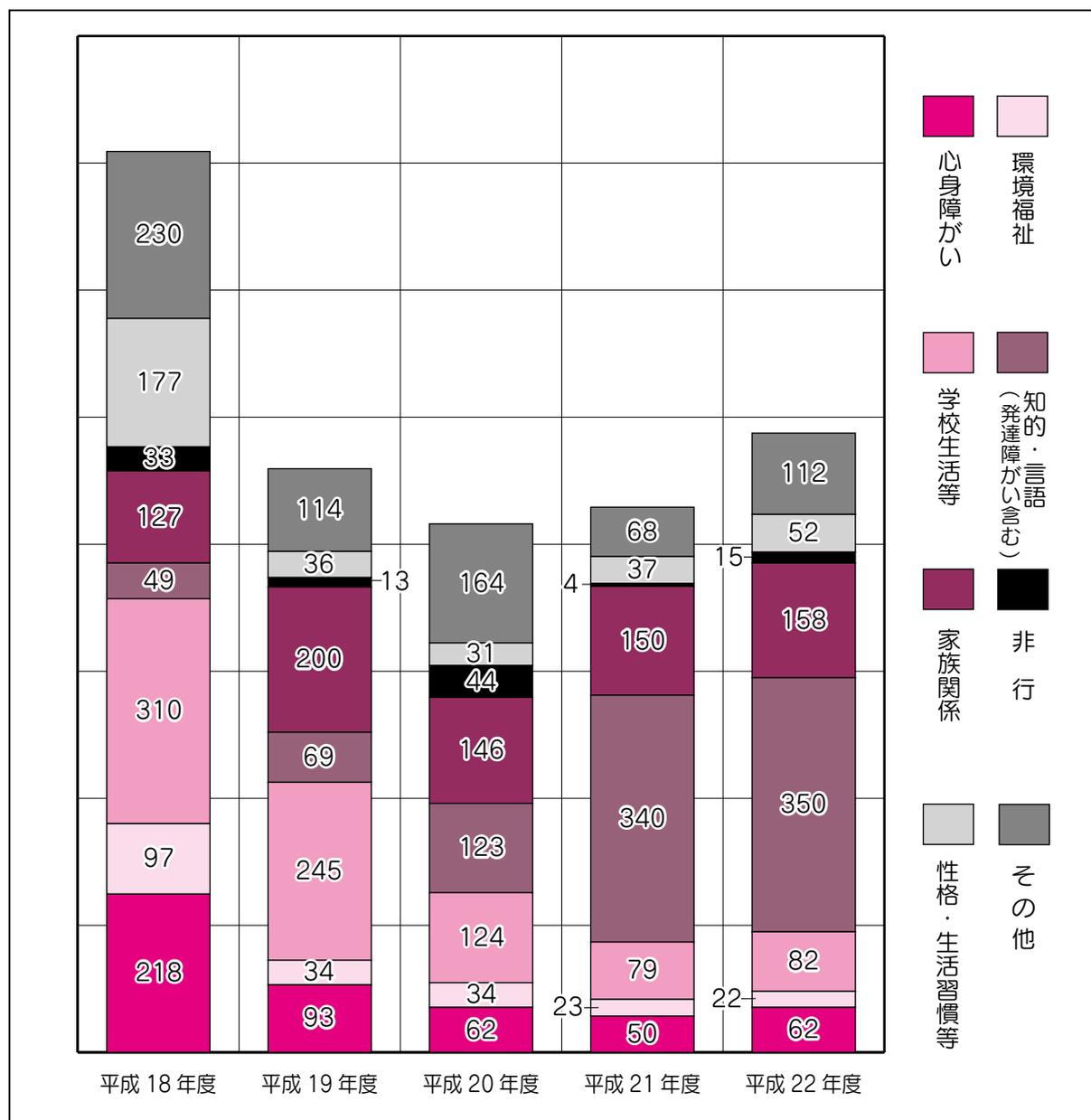
家庭児童相談室では、家庭の人間関係の健全化と児童育成の適正化により児童福祉の向上を図るため、市民に気軽に利用できる相談を行っています。相談件数は総じて増加する傾向にあり、内容については、知的・言語(発達障がい含む)、家族関係などについて多くなっています。

このほか、「子育て支援センター」を開設(平成14年10月)し、子育て支援や児童健全育成の推進をめざしています。また、子ども同士や親子のふれあいの場として各種の行事の開催や施設の開放を実施しています。

保育については、市内8箇所の保育園で未就学児童を保育しており、また、就学児童についても、児童クラブを設置し、放課後児童対策を行っています。

母子・父子といったひとり親世帯については、離別の増加にともない増える傾向にあり、30・40歳代の母親、40歳代の父親が子どもを抱えている例が多くなっています。

◇家庭児童相談内容別延べ件数

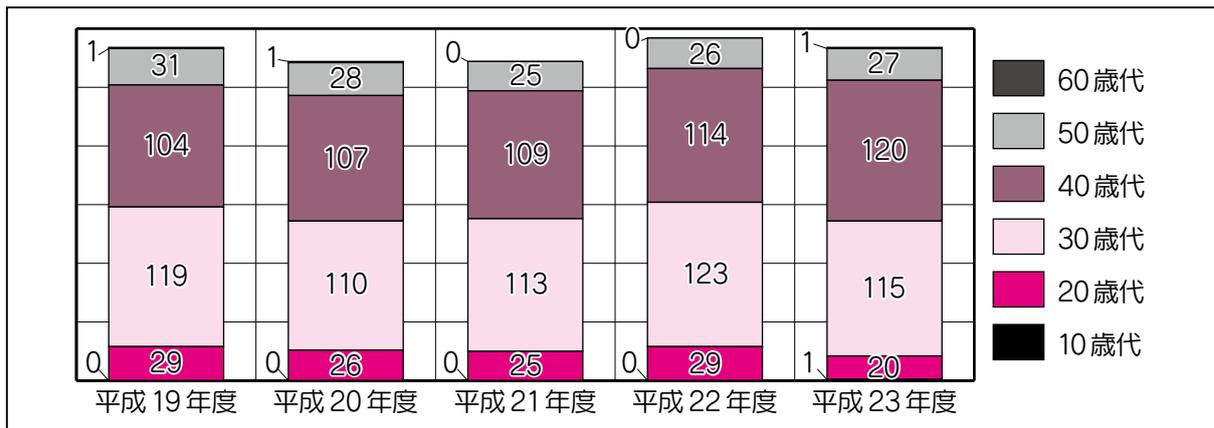


単位：件

年度	心身障がい	環境福祉	学校生活等	知的・言語(発達障がい含む)	家族関係	非行	性格・生活習慣等	その他	計
平成 18 年度	218	97	310	49	127	33	177	230	1,241
平成 19 年度	93	34	245	69	200	13	36	114	804
平成 20 年度	62	34	124	123	146	44	31	164	728
平成 21 年度	50	23	79	340	150	4	37	68	751
平成 22 年度	62	22	82	350	158	15	52	112	853

資料：市社会福祉事業概要

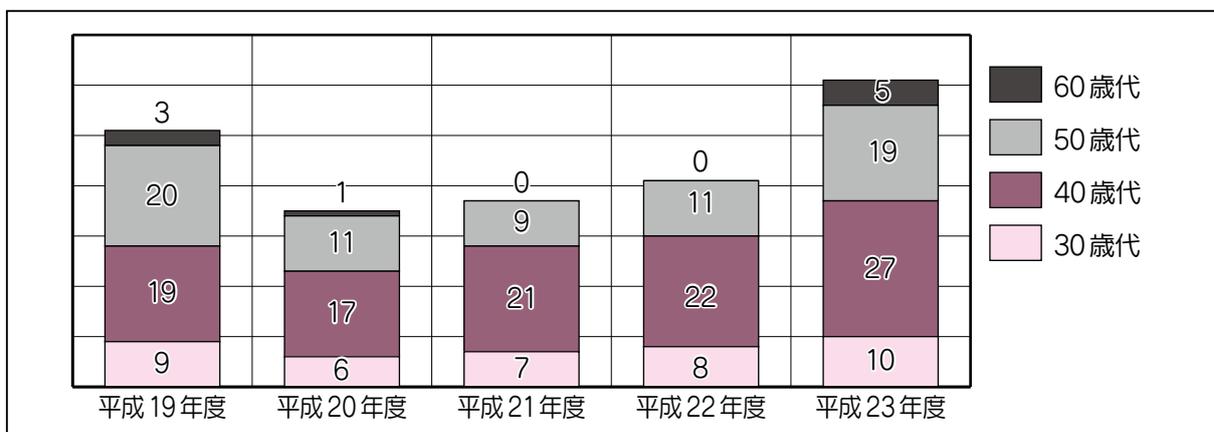
◇母子世帯数



母子区分		母子家庭数 (世帯)				
年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
世 帯 数		284	272	272	292	284
年齢区分	10歳代	0	0	0	0	1
	20歳代	29	26	25	29	20
	30歳代	119	110	113	123	115
	40歳代	104	107	109	114	120
	50歳代	31	28	25	26	27
	60歳代	1	1	0	0	1

資料：市社会福祉事業概要

◇父子世帯数



父子区分		父子家庭数 (世帯)				
年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
世 帯 数		51	35	37	41	61
年齢区分	10歳代	0	0	0	0	0
	20歳代	0	0	0	0	0
	30歳代	9	6	7	8	10
	40歳代	19	17	21	22	27
	50歳代	20	11	9	11	19
	60歳代	3	1	0	0	5

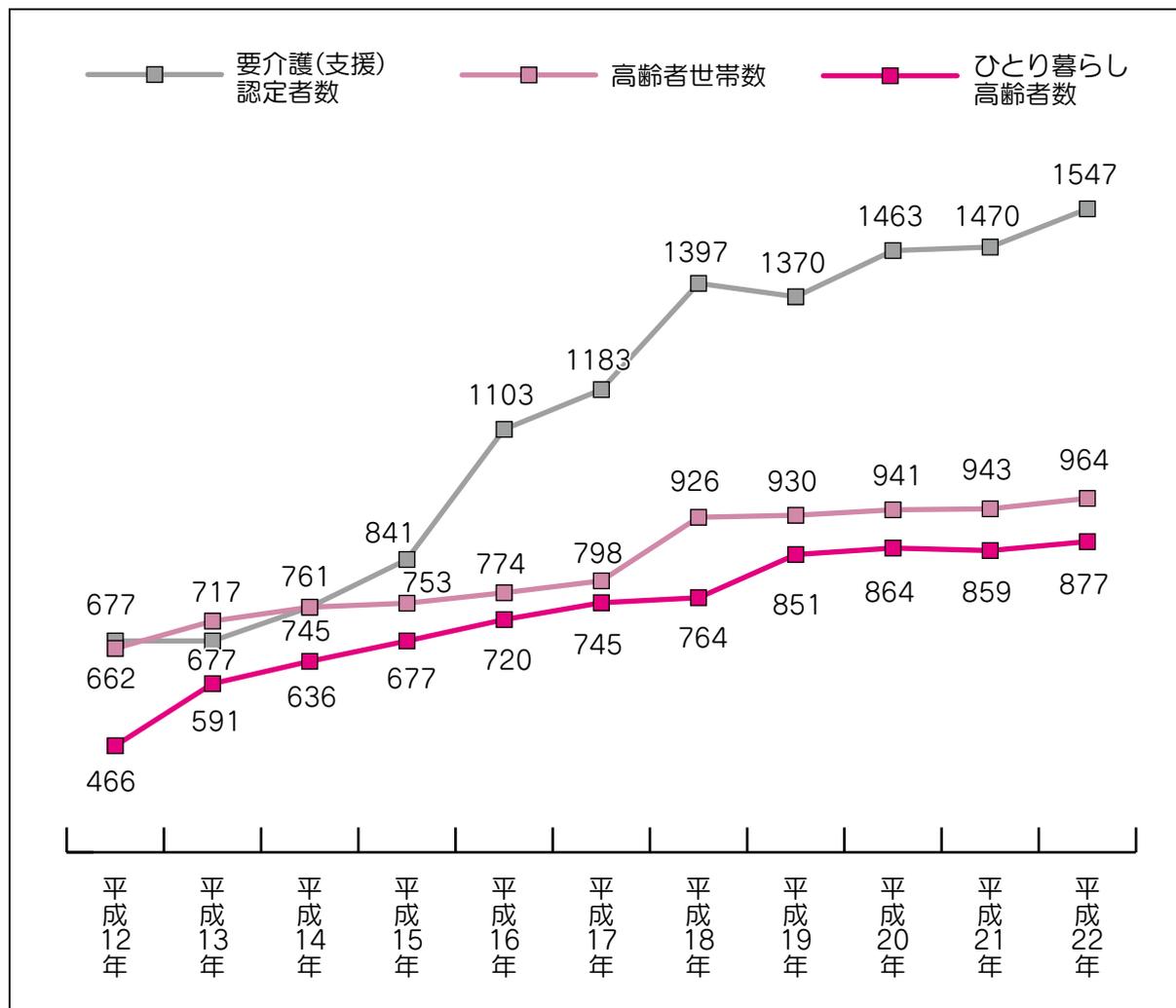
資料：市社会福祉事業概要

◆ますます重要な課題となっている高齢者への支援

高齢化の進行とともに、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、要介護の高齢者等の数は年々増加する傾向にあります。

高齢者の介護を支える介護保険の運営については、北アルプス広域連合によって行われていますが、これと足並みを揃えた市の保健福祉サービス、地域等におけるボランティア活動など、高齢者の地域生活を支える取り組みがますます重要となっています。

◇ひとり暮らし高齢者・高齢者・要介護認定者数



単位：人

	平成12年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
ひとり暮らし高齢者数	466	764	851	864	859	877
高齢者世帯数	662	926	930	941	943	964
要介護(支援)認定者数	677	1,397	1,370	1,463	1,470	1,547

資料：市社会福祉事業概要

2 地域福祉に関する市民意識調査報告

(1) 実施概要

- 第2次地域福祉計画及び第2次地域福祉活動計画の策定にあたり、市民が感じている地域福祉の現状と課題を把握するため、住民意識調査を実施しました。
- 現行計画の策定にあたって平成16年3月に同様の調査を実施しており、今回は7年半ぶりの実施となりました。

項目	今回調査	前回調査
実施期間	平成23年9月16日～9月30日	平成16年2月27日～3月12日
対象者	16歳以上の市民1,000人	16歳以上の市民1,000人
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
設問数	21問	41問
回収数(率)	396(39.6%)	549(54.9%)

(2) 社会情勢の変化

- 前回調査以降、最も大きな変化の一つは、旧八坂村・美麻村との合併です。
- 人口は合併による一時的な増加の後減少を続け、合併前とほぼ同水準となっています。
- 反対に世帯数は増加を続けており、核家族化とシングル化が進行しています。
- 平成20年のサブプライムローン問題や翌年のリーマンショックに端を発した世界的金融不安による景気の悪化に加え、東日本大震災の発生により日本経済は大きな打撃を受けています。
- 今回の調査においても、経済的な支援や雇用の不安を訴える声が多く寄せられています。

(3) 地域福祉への関心

- 今回の調査票回収率は、前回調査から15.3%減少し、39.6%でした。
- 地域福祉への関心の設問では、「とても関心がある」または「ある程度関心がある」と答えた人は75.8%と、4人のうち3人は関心があると回答していますが、前回調査から8.0%減少しており、関心が低くなっています。
- 30歳代未満で、「とても関心がある」または「ある程度関心がある」と答えた人は58.2%であり、年代が若いほど関心が低い傾向にあります。

(4) 少子高齢化の進行による担い手不足

- 平成22年の国勢調査の結果、大町市内における15歳未満の年少人口の割合は、平成17年の調査から1.5%減少の12.5%で、反対に65歳以上の老年人口の割合は、4.1%増加の30.7%となっています。
- 身近にある問題の認知度の設問では、「結婚しない人の増加による地域の担い手不足」の問題が「ある」と答えた人が回答者全体の55.3%にのぼります。

- 身近にある問題の自由記述においても、「少子化」、「高齢化」、「未婚」等による「担い手不足」に関する記述が多くなっています。

(5) 住民同士のつながりの現状

- 近所付き合いの程度の設定問では、「立ち話をする程度」が最も多い32.3%、次いで「相談、助け合う」が27.3%でした。前回調査との比較では、「家を行き来する」が3.9%減少し、反対に「あいさつする程度」が3.8%増加しており、この傾向は若い年代で顕著になっています。
- 地域行事への参加の程度の設定問では、「ある程度参加」が最も多い41.4%、次いで「よく参加」が21.5%でした。
前回調査との比較では、「よく参加」が8.4%減少し、反対に「まったく参加していない」が8.5%減少しており、この傾向も若い年代で顕著になっています。
- 被災時の救助者の設定問では、「近所の人」が最も多い41.4%でした。

(6) ボランティア活動の現状

- ボランティア経験の設定問では、「地域の行事の手伝い」が最も多い29.8%、次いで「子どもや青少年の健全育成の活動」が14.5%となっており、74.0%の人が何らかのボランティア経験があると回答しています。
- 現在のボランティア活動の設定問では、「以前参加」が38.1%であったのに対し、「現在も参加」と答えた人は15.7%に留まっています。
- 前回調査ではボランティア経験者に占める年代ごとの割合は、60歳代が最も多かったのに対し、今回調査では50～60歳代が減少し、70歳以上が最も多くなっています。

(7) 災害への関心

- 災害時支え合いマップの設定問では、77.8%の人が「必要」と答えています。
- 社会福祉協議会への期待の設定問では、「災害への備えや災害発生時の支援体制」が最も多い14.4%でした。

(8) 情報提供と相談窓口

- 身近にある問題の認知度の設定問では、問題として掲げた9項目のうち「障がいのある人への生活支援サービスの不足や不満」、「引きこもりなどで就職しない人の増加」など、6項目で「わからない」が最も多い回答となっています。
- 近所に問題を抱える人がいた場合の対応の設定問では、「できる範囲で支援する」が最も多い37.1%、次いで「自分のことで精一杯で余裕がない」が27.2%でしたが、「何をしてもよいかわからない」が19.9%と3番目に多い回答でした。
- 広報紙に掲載してほしい内容の設定問では、「福祉サービスの制度や利用方法の説明」が最も多い27.3%、次いで「高齢者の支援に関する情報」が20.4%、「福祉の相談窓口の情報」が12.8%でした。

大町市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により大町市地域福祉計画を作成するため、大町市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(任務)

第2 委員会は、大町市地域福祉計画の策定のために、関係機関等との連携を図り、計画策定に必要な事項を審議するものとする。

(組織)

第3 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 大町市社会福祉協議会の代表者
- (2) 大町市民生児童委員協議会の代表者
- (3) 大町市母子寡婦福祉会の代表者
- (4) 大町市身体障害者福祉協会の代表者
- (5) 大町市保育園保護者会連合会の代表者
- (6) 大町市老人クラブ連合会の代表者
- (7) 社会福祉施設の長の代表者
- (8) 大北医師会の代表者
- (9) 大町市連合自治会の代表者
- (10) 大町市教育委員会の代表者
- (11) 大町青年会議所の代表者
- (12) 大町市福祉を考える会の代表者
- (13) 大北地区労働者福祉協議会の代表者
- (14) 大町市子ども会育成連絡協議会の代表者
- (15) 大町市健康づくり推進委員会の代表者
- (16) 公募による市民等
- (17) 前各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、平成23年11月17日から平成24年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第7 委員会の庶務は、民生部福祉課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

第2次大町市社会福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所属団体名等	職 名	氏 名	備 考
1	大町市社会福祉協議会	会 長	黒岩 良介	委 員 長
2	大町市民生児童委員協議会	会 長	北原 和好	
3	大町市母子寡婦福祉会	会 長	舟山 豊子	
4	大町市身体障害者福祉協会	理 事	横川 宏司	
5	大町市保育園保護者会連合会	会 長	村松 佳代	
6	大町市老人クラブ連合会	会 長	上條 昭雄	
7	社会福祉施設長	代 表	藤巻 秀卓	
8	大北医師会	代 表	平林 秀三	副委員長
9	大町市連合自治会	副 会 長	佐藤 勇司	
10	大町市教育委員会	委 員 長	矢口 博文	
11	大町青年会議所	代 表	佐藤 みゆき	
12	大町の福祉を考える会	会 長	浦野 仁美	
13	大町市社会福祉協議会前事務局長	前事務局長	駒澤 政幸	
14	なずなの会(小地域福祉ネットワーク)	代 表	北原 恭子	
15	公募		上條 弘	

第2次大町市地域福祉計画

第2次おおまち元気！スマイルプラン

編集発行：大町市 民生部 福祉課
大町市大町 3887 Tel 0261-22-0420

平成 24 年 3 月発行

